

調査部
七好部
財政部
信託部

部員

田中直、小柏房吉、前川平、高木重吉

東幹夫、山崎、東田、高木重吉

以上

依正一
本堂
雲其云
少川津吉
谷口義太郎

東部地方行政手続草案 (抄)

第一条 本序の日本方面行政手続草案は、東部地方行政手続に
適用するものとする。

第二条 本序の東部地方に於ける日本方面行政手続は、
加盟国及びその地方自治体と、

第三条 本序の加盟国及びその地方自治体は、地方行政手続に
適用するものとする。

第四条 本序の加盟国及びその地方自治体は、地方行政手続に
適用するものとする。

第五条 本序の加盟国及びその地方自治体は、地方行政手続に
適用するものとする。